

## 農学生命科学研究科附属生態調和農学機構の圃場・施設を利用される方へ

2019 年 1 月 25 日  
生態調和農学機構・機構長

日ごろ教育研究の場として当機構を利用していただきありがとうございます。圃場・施設利用申請書を提出される前に、以下の事項を必ず確認してください。

### 【基本確認事項】

1. 提出いただいた「圃場・施設利用申請書」は、生態調和農学機構の圃場・施設委員会で審議・決定いたします。なお、附属書類として提出いただく「研究計画書（書式自由）」の作成にあたっては、分かりやすい内容にて次項にある「審議に必要とする事項」や要望などを記載してください。
2. 審議に必要とする事項は以下のとおりです。
  - ① 水田利用については、使用面積、移植時期、水管理方法、網掛け時期、肥料量、前年度の使用履歴（同じ場所での繰り返し実験）、品種、出穂時期、実験内容（処理の内容、実験区的面積と配置）などを記載してください。
  - ② 圃場（水田以外）利用については、使用面積（1 a 単位）、栽培時期、水管理方法、肥料量、実験内容（処理の内容、実験区的面積と配置）などを記載してください。
  - ③ 温室利用については、使用面積（10 m<sup>2</sup> 単位）、栽培する植物名、利用期間、栽培方法（ポット栽培、土耕栽培、栽培ベンチの利用など）、水管理方法、肥料量、施肥方法、実験内容（処理の内容、実験区的面積と配置、ポット栽培の場合はポットの大きさ、個数など）、持込む機材などを記載してください。
3. 審議結果はメールにて通知いたします。なお、圃場・温室の利用割振りについては、ご要望に添えない場合もありますので、予めご了承ください。
4. 実験に供試する作物等の種苗は、利用者自身で用意してください。その際、種苗に毒物の汚染・混入が無いことを必ず確かめてください。毒物に該当する薬剤・農薬で処理された場合は、汚染・混入がないことを確認させていただく必要がありますので、必ず事前に機構へ連絡してください。
5. 作業時における安全・衛生管理には十分留意してください。とくに、鎌などの刃物類を使用する際は、保護具を使用する等の措置を講じてください。なお、水田内にはガラス類の持ち込みはできませんので、予めご了承ください。
6. 圃場・温室の利用に際し、必要とする光熱水量等の維持管理実費分、栽培に要した資材費の相当分については、年度末に主として運営費交付金を部局間振替にて請求させていただきます。なお、運営費交付金以外での支払いについては、機構に相談してください。
7. 技術職員は、測定やサンプリング、またその補助を行いませんので、水やり、除草等の

日常の管理は利用者自身で行ってください。

8. 機械による作業や利用施設における観測機器などの設置については、事前に機構に相談してください。
9. 利用期間が終了した場合は、持込み機器や栽培資材（培養土も含む）を速やかに撤去し、原状復帰させてください。利用した資材の廃棄処分に困った場合は、機構に相談してください。
10. 実験報告の謝辞に、機構の圃場・施設を使用したことと、技術職員の協力を得たことを記載していただきますようお願いいたします。また、要旨・論文別刷り 2 部の提出もお願いいたします。

#### 【水田利用確認事項】

1. 機構の設備を使って苗の育成を希望される方は、選別・消毒・芽だしを利用者自身で行い、毒物の汚染・混入のない種籾を機構に搬入してください。
2. 苗箱・培土は機構で用意しますので、播種は利用者自身で行ってください。なお、播種方法が分からない場合は、技術職員が指導いたしますので、事前に機構に相談してください。
3. 育苗箱への水やりについては、平日は技術職員が行います。休日の水やりについては、利用者自身で行っていただきますが、学生実習用の苗を育苗している期間の休日については、技術職員が行います。水やりにかかわらず、苗の生育状況の確認は利用者自身で行ってください。苗に病気が発生した場合の薬剤処理は技術職員が行いますので、機構に相談してください。
4. 田植えの日程は、早めに連絡してください。代掻きは機構の予定にて順次行いますので、予めご了承ください。田植えは利用者自身で行ってください。通常、5月の大型連休明けから可能です。田植えの際に必要な機構保有の道具類には、数に限りがありますので、事前に機構に相談してください。また、田植え後の捕植も利用者自身で行ってください。
5. 基肥は、機構共通の施肥条件の場合は、機構が行います。利用者自身で施肥条件を変える場合は、早めに機構に連絡してください。なお、施肥条件を変える場合は、利用者自身で施肥を行っていただくことがありますので、予めご了承ください。実験区割りのための機構保有の波板は、数に限りがありますので、できるだけ利用者自身で用意してください。波板の設置は、利用者自身で行ってください。また、木札、プラスチック札等も利用者自身で用意してください。
6. 追肥は利用者自身で行ってください。
7. 水田の水管理は機構で行います。ただし、灌水や蒸発散、浸透によって水深が変動することがありますので、予めご了承ください。また、病害虫防除については、機構が農薬散布等を行います。
8. 鳥害対策については、機構では 2 cm 目の防鳥網を設置することで対応しておりますが、鳥害を完全に防ぐことは不可能です。なお、2 cm 目より細かい防鳥網は、支柱強度の

制約のため、設置できません。防鳥網の補修、隙間の閉鎖、網を持ち上げる等の弛みの改善は、利用者自身で行ってください。鳥害をより減少させるためには、利用者の努力が必要です。防鳥網の杭を外した場合は、防鳥網の撤去後に必ず杭を原状復帰させてください。なお、鳥害防止のための特別な工作物は、利用者自身の責任の下で管理してください。

9. 台風来襲や収穫時には、機構で防鳥網を外します。鳥害対策として設置した特別な工作物が、防鳥網外しに支障をきたす場合がありますので、必ず人員を派遣するか利用者自身で撤去してください。
10. イネを干す“はさ（稲架）”は、機構が設置します。また、乾燥期間とスペースの調整は機構が行いますが、スペースに限りがあるため、利用できない場合もありますので、予めご了承ください。
11. イネの切り株の片付けは、機構で行います。作業上、150 cm を超えるイネについては、利用者自身で刈り取ってください。また、水田内に設置した木札などは、機械作業の支障になりますので、利用者自身で必ず撤去してください。また、片づけを含む実験終了予定日を機構に知らせてください。その際、利用期限は厳守してください。

#### 【圃場（水田以外）利用確認事項】

1. 圃場の機械耕転は、機構が行います。
2. 農薬散布については、「機構農薬管理取扱要領」にしたがっていただきます。なお、農薬を機構内に持ち込むことは禁止していますので、農薬使用が必要な場合には、事前に機構に相談してください。農薬散布を依頼した場合は、薬剤代金相当分を請求させていただきます。
3. 基肥、追肥は、利用者自身で行ってください。
4. 許可された利用圃場は、栽培されていない部分も含めて、適切に除草等の管理を利用者自身で行ってください。

#### 【温室利用確認事項】

1. 温室に予め設置されている設備は、55% 遮光カーテン、0.4 mm メッシュ防虫ネット、日射透過率 80% 以上屋根フィルム、換気扇、循環扇、水栓、100V コンセント、自動換気制御装置、石油温風暖房機、小型電力計、栽培ベンチとなっております。
2. 農薬散布については、「機構農薬管理取扱要領」にしたがっていただきます。なお、農薬を機構内に持ち込むことは禁止していますので、農薬使用が必要な場合には、事前に機構に相談してください。農薬散布を依頼した場合は、薬剤代金相当分を請求させていただきます。
3. 生物農薬や受粉等への昆虫利用は禁止しております。
4. 基肥、追肥は、利用者自身で行ってください。